

長野県社会福祉成立史研究 (5)

—戦時下の厚生事業を中心に—

矢上克己

A Study of the Development of Social Welfare in Nagano Prefecture(V)

Focusing on the development of the wartime welfare activity

Katsumi YAGAMI

要旨

本稿は、長野県における1938年から1945年までの戦時下厚生事業についてまとめたものである。その内容は長野県厚生事業行政、軍事援護会、方面委員事業、保育事業、医療保護事業及び協和事業にわたっている。

1918年から1937年ごろにかけて成立した社会事業が1937年に勃発した日中戦争を契機として、戦争遂行のための厚生事業へと変質している。この点に焦点を当てて、各事業の展開について実態的に把握を試みる。

キーワード：長野県、厚生事業行政、方面委員事業、保育事業、戦争

I はじめに

長野県に関する戦前の社会事業の資料・文献は乏しく、とくに、戦前発行された長野県の社会事業雑誌が僅かしか保存されていない。そのため、長野県における厚生事業の展開についての実態的把握は困難となっている。限られた資料・文献等に依拠しながら、本テーマに迫ってみる。

以下に扱う戦時下の厚生事業は、人殺し戦争に荷担するもので、社会事業は人間のいのちやくらしを守るという本来の使命からみれば、あり得ないことである。

戦時下の厚生事業の研究では、吉田久一による『昭和社会事業史』（ミネルヴァ書房、1971）及び『改訂増補版・現代社会事業史研究』（勁草書房、1990）等の著作があり、田代国次郎による『日本社会福祉成立史研究』（童心社、1964）及び『増訂・社会福祉史入門』（童心書房、1975）等の著作がある。地域における研究では杉山博昭による『近代における社会福祉の展開—山口県での実践の地域性—』（時潮社、2019）等があり、畠中耕による『群馬県公的扶助史研究—戦前・戦中・戦後社会福祉のあゆみ—』（本の泉社、2009）及び『滋賀県公的扶助史研究—戦前・戦中社会事業のあゆみ—』（本の泉社、2014）等の研究がある。

II 長野県厚生事業の展開

1. 長野県社会事業行政の展開

大正中期以降昭和戦前期にかけて、ようやく社会事業が成立したが、それもつかの間、1937年に日中戦争が勃発し、社会事業は戦争遂行のために厚生事業へ転換された。すなわち、政府は1938年「国家総動員法」を公布するとともに、体力局、衛生局、予防局、社会局、労働局からなる「厚生省」を

設置し、戦争遂行のための「人的資源の保護・育成」と「生産力増強」に力を注ぐことになった。

戦時下の厚生事業立法では 1937 年に軍事救護法を改正した軍事扶助法と母子保護法が制定され、翌年に社会事業法と国民保険法が制定されている。1939 年に司法保護事業法、1941 年に医療保護法、さらに戦争拡大による戦時災害救助のため、1942 年、戦時災害保護法及び 1943 年戦時死亡傷害保険法などが相次いで制定されている。

長野県知事近藤駿介は『社会時報』（第 34 号、1938 年 1 月）の巻頭言「迎春の辞」で「翻って我が社会事業は時勢の推移と共に愈々その重要性を加え、殊に近時国民の生活が国力の培養、国運伸張の原動力でなければならぬと云う事が朝野に強調力説せられまして、昨年の如きは各種の社会政策的施設が一代躍進を見たのでありまして此の趨向は本年に於て更に高揚せらるるものと確信致すのであります。然し乍ら此処に特に深く留意せねばならぬ事は、斯業の如何なる分野と雖も未曾有の一大事変に直面して居ります今日、必然的に平時と異なる特殊なる機能を發揮すべきであり、且又時局に即応した新たな形態を採らねばならぬと云うことであります。既にして昨夏事変発生以来一切の社会事業は軍事扶助乃至は銃後に於ける後援を主軸として運用されて来たのであります。事態の永続化と共に本年は更に此の方面に一切の努力が傾倒せらるべき要を痛感致すのであります。即ち軍人家族の生活に対する扶助は素より、之に伴う精神的指導、その生業に対する各般の協力斡旋、傷病帰郷兵の保護対策、遺族に対する善後処置等が其の中心を為すものと考えるのであります。」¹⁾と述べ、事変下においては一切の社会事業が「軍事扶助」と「銃後後援」が主軸として運用されて来ており、1938 年は更にこの方面に一切の努力を傾倒すべきと主張している。

長野県内においても大正後半以降昭和戦前期にかけて社会事業が成立したが、それも 1937 年の日中戦争を契機に、戦時下厚生事業へ組み込まれ戦争遂行のための事業へと変質することになる。先ず、この時期には軍事扶助が最優先課題となり、1937 年 8 月、長野県は市町村における軍事扶助法の運用の適性を期すため第 1 回軍事扶助事務取扱主任吏員会を開催し、主旨の徹底を図った。長野県下をブロックに分け、8 月 5 日、松本市公会堂（召集範囲：松本、東築、北安、南安、西築）、と上田公会堂（南佐、北佐、上田、小県）、8 月 6 日、長野県立図書館（長野、上水、下水、上高、下高、更級、埴科）と上伊那図書館（諏訪、上伊、下伊、岡谷、飯田）で開催され、長野県は会議の中で 1) 軍事扶助法の徹底に関する件、2) 軍事扶助法に該当せざる者の扶助に関する件、3) 軍事扶助者の一斉調査に関する件、4) 入営者職業保障法の徹底に関する件、5) 軍事援護の一般事項に関する件、について指示した²⁾。また、この会議の中で、将校による講演が行われている。

この年、10 月 25 日から 27 日まで各 1 日あて県下 12 会場で、第 2 回軍事扶助主任吏員会議が行われている³⁾。今回の会議では、より身近な会場で同会議を開催し、指示事項は 1) 長野県志那事変銃後後援会事業実施に関する件 2) 軍事扶助法に関する件 3) 軍事扶助法以外の扶助に関する件で、打ち合わせ事項は 1) 軍事扶助に関する件（イ扶助調書作成に関する件ロ医療扶助、助産、埋葬費支給等に関する件ハ家族、遺族の生活状態に付不断注意方の件ニ扶助増額又は減額に関する件ホ戸籍謄本に関する件、その他）、2) 軍事扶助事業統制に関する件（イ資金募集統制の件ロ資金使用方法統制の件ハ監督の件）であった。こうして、長野県社会事業行政は市町村吏員へ軍事扶助の趣旨の徹底を図った。この年 12 月 15 日現在、軍事扶助法による扶助が開始され、扶助戸数 9,706 戸、扶助金額は 413,518 円に及んでいる⁴⁾。

長野県社会課は県内の市町及びこれに準ずる 6 村の社会事業の各般について、各主任間において研究協議を行い、相互啓発の機を得て、斯業の発展向上を図るため、同年 8 月 9 日から 10 日、市街地社会事業主任会議を開催した⁵⁾。各市町村主任者 30 余名、長野県より物部学務部長、鈴木・岸田両社会

務課などを置き、従来の社会事業は兵事厚生課に置かれた。

以下に兵事厚生課の事務分掌を挙げておく。

兵事厚生課事務分掌

- 1 召集、徴発に関する事項
- 2 徴集、徴募に関する事項
- 3 軍事扶助、軍人援護及入営者職業保障法施行並びに傷痍軍人職業保護に関する事項
- 4 国民徴用扶助援護に関する事項
- 5 罹災救助、窮民救助その他賑恤救済に関する事項
- 6 行旅病人及び死亡人に関する事項
- 7 方面委員に関する事項
- 8 住宅及び地代家賃統制『及び貸家組合』に関する事項
- 9 隣保事業に関する事項
- 10 国民健康保険法の施行に関する事項
- 11 医療保護に関する事項
- 12 母性及び児童保護に関する事項
- 13 少年教護事業に関する事項
- 14 司法保護に関する事項
- 15 同和事業及び協和事業に関する事項
- 16 『人口の涵養』、体力向上及び武道に関する事項
- 17 食改善栄養に関する事項
- 18 恩賜財団済生会に関する事項
- 19 その他兵事及び厚生事業等に関する事項

兵事厚生課の設置により戦力増強・軍事扶助・銃後援護体制がさらに強化されることになった。

2. 長野県志那事变銃後後援会

1937年9月に、長野県志那事变銃後後援会が「志那事变に関する軍人援護の事業を強化し銃後の後援に完璧を期するを以て目的」として組織された¹⁰⁾。同会は銃後後援のため1) 軍人に対する慰問並激励 2) 戦病死並傷痍軍人に対する弔慰並慰籍 3) 軍人遺家族の扶助並援護 4) 軍人援護思想の昂揚を図るため必要なる各種の事業 5) その他目的達成に必要と認める事(同会会則第4条)の事業を実施することになった。同会は軍人援護を行う民間団体であるが、同会役員は、会長は長野県知事を推戴し、副会長には長野県学務部長、長野県県会議長、松本連体区司令官の3人を推挙する(長野県志那事变銃後後援会会則第6条)とあり、しかも、事務局は長野県庁社寺兵事課内に置く(同会則第3条)とあって、県が統括する団体である。同会による扶助状況は、1937年11月現在の①扶助法適用前の扶助(11月末実現在)扶助戸数は1,055戸、その人員は4,656人、扶助金額は9,259円、②継続的生活扶助—一般扶助(11月末実現在)の戸数は449戸、人員1,842人、金額は5,417円であった。この他、歳末慰問金の贈与(金額10,036円)、皇后陛下御歌複製色紙の贈与(全現役並応召軍人家族に対し)、知事慰問状発送(全現役並応召軍人家族に対し)、軍人家族慰問活動写真班の設置巡回の事業があった。

3. 方面事業の展開

長野県の方面委員は、1923年長野県方面委員制度を開設し、以来県内の方面員数は普及し、方面員数も、1938年には830名¹¹⁾、1941年には1068名(内女子50名)と増加している¹²⁾。1941年6月30日現在の方面世帯票登録者数は、第1種が2,161世帯7085人、第2種が5,582世帯21,793人で、時局に係りて第1種世帯は減少傾向にあった。1940年度の方面委員の取扱件数は33,171件となっている¹³⁾。

軍事扶助法、母子保護法や医療保護法など厚生事業立法が成立するなかで、方面委員の活動が拡大されることになった。とくに戦局が深まる中で、軍事援護関係の事業が多数を占めることになった。

4. 保育事業の展開

1) 季節託児所の展開

長野県においては、1923年より季節託児所が開設¹⁴⁾されてきたが、戦時下の1938年から急増した。長野県は軍事援護、銃後後援のため、農繁期託児所の設置奨励を積極的に行った。1938年、長野県は学務部長名で、市町村長および小学校長宛に「農繁期保育所設置並指導者講習会に関する件」¹⁵⁾につき通牒し、全県下に設置を奨励した。この年、長野県が出した「農繁期保育所設置要綱」¹⁶⁾によれば、託児所の目的は、「農繁期における軍人家族の労力を補うと共に幼児保護の全きを期して以て銃後後援の実を挙げん」とあり、まさに、軍事援護事業として農繁期託児所を位置づけている。また、受託児童も「現役並びに応召軍人遺族家族の子弟を主とし」と、現役並びに遺族子弟優先である。費用については設備費と経営に要した費用の3分の1以上、2分の1以内を、県費補助するとある¹⁷⁾。

農繁期保育所設置要綱(『社会時報』(第35号)1938年4月号p.13)

- 1、目的 農繁期における軍人遺族の労力不足を補うと共に幼児保護の全きを期し以て銃後後援の実を挙げんとす
- 2、経費 市町村が経営主体よりなり小学校長を所長となし学校教職員婦人団体銃後後援会社会事業協会方面事業助成会産業団体等各種団体が後援に当たるものとす
- 3、開設場所 原則として小学校校舎又は分教場を以て之に充つこと 尚遠隔の部落に於いては寺院、神社、公会堂等適當なる施設を利用して可成部落中心に一市町村に数か所開設すること
- 4、開設期間 小学校の農繁休業期間を之に充て最少10日以上土地の事情に依り適宜之を定むること
- 5、開設時間 最小8時より午後5時迄とし事情に応じ適宜定むること
- 6、受託児童 現役並びに応召軍人遺族家族の子弟を主とし一般農家の児童をも受託すること年齢は満2歳以上学齡期迄を原則とし事情の許す限り乳児並に低学年児童をも包含すること
- 7、給食 可能なる場合は可成実施すること
- 8、保育料 一切無料とす
- 9、経費 経営主体の負担金、県並に各種団体の補助金特志家の寄付金等を以て充つこと 県よりの補助金は新設既存を問はず設備並に経費に要したる費用の3分の1以上2分の1以内たること
- 10、指導者の養成 4月指導者養成講習会を県下5か所に開設する外参考印刷物を領布の予定
- 11、その他 既存の施設ある場合と雖も必要に応じ他部落に可成増置することとし尚之等既存の施設に対しては本要綱に準じ充分の機能を發揮し得るよう市町村長小学校長等に於て適當なる

指導助成の方途を講ずること

翌年に県は、季節保育所補助費として総額 35,000 円を支給している。ちなみに、この年の全託児所の総経費は 107,123 円に及んだ。このように長野県当局は 1938 年以降、託児所の設置を積極的に奨励し、経費の補助を行っている。長野県社会課は 1941 年に、「農繁期共同炊事並農繁期保育所の手引き」を発行し、託児所の実施方法につき指針を示している。

長野県行政以外では、愛国婦人会長野県支部や長野県社会事業行政の補完的役割をとる長野県社会事業協会が同様な奨励と補助を行い、さらに恩賜財団軍人援護会長野支部がその事業の一端として、1942 年、季節託児所の助成に 23,000 円を計上している¹⁸⁾。

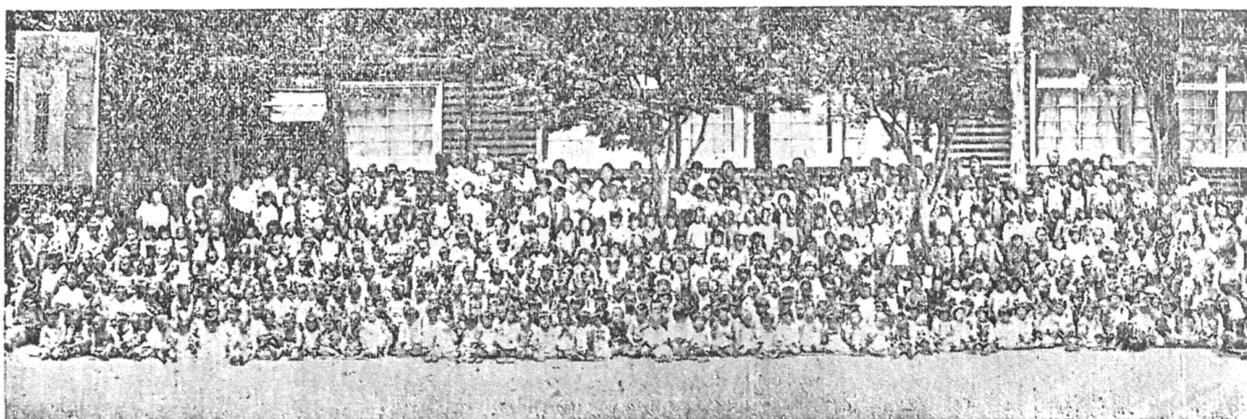
こうした中で季節託児所は 1937 年の 78 カ所（保育児数 6,396 人）から翌年には 487 カ所（保育児数 40,473 人）と約 6 倍の急増となった。農繁期託児所は、次代の兵隊確保と生産力維持・増大のための銃後の砦と化したのである。さらに、1941 年には約 610 カ所設置されている¹⁹⁾（表 1）。これに対して、1938 年度の厚生省社会局調べによると、長野県の春季季節託児所は 458 か所、同保育児数 19,695 人、保育婦数 1,510 人、秋季季節託児所は 487 か所、保育児数は 20,778 人、保育婦数 945 人、春秋合計 945 か所、保育児数 40,473 人、数 3,117 人（「昭和 13 年度季節保育所調」厚生省社会局調）、1939 年度の厚生省社会局調べによると、長野県の春季季節託児所は 495 か所、同保育児数 27,000 人、秋季季節託児所は 483 か所、保育児数は 38,302 人、春秋合計 978 か所、保育児数 65,302 人、1940 年度の春季季節託児所は 570 か所、同保育児数 48,175 人、秋季季節託児所は 560 か所、保育児数は 44,050 人、春秋合計 1,130 か所、保育児数 92,225 人とある（「1939 年及 1940 年度季節保育所調」厚生省社会局調）。

表 1 季節託児所の数的動向

年度別	施設数	保育児数
1937 年	78	6,396
1938 年	487	40,473
1939 年	578	49,540
1940 年	592	49,834
1941 年	610	—

長野県社会課『長野県社会事業概況』1942 年 pp. 13-14

（下伊那郡開村保育所）



注）長野県社会課『社会時報』（第 36 号）1938 年 7 月号 p. 5

農繁期保育所の設置拡大のためには季節託児所保母の確保が課題となり、そのため長野県社会課では農繁期保育所指導者（保育者）養成を目的に、1938年4月27日から5月3日まで、長野県下の高等女学校や女子師範校等6ヵ所を会場にそれぞれ2日間の日程で「農繁期保育所指導者講習会」を開催している²⁰⁾。受講者は主に女子青年団および小学校女教員で、その数は800名であった。

農繁期託児所の経営方法については児童保護事業を幅広く展開する上田明照会の会長で常設保育所甘露園保育園長である横内浄音と津和村隣保協会の笠原観秀があたり、子どもの遊ばせ方及び手技には仏教保育協会保母養成所講師ト部たみ、和田隣保館主任保母恒吉シズ及び長野中央保育園数本光枝があたり、唱歌と遊戯は仏教保育協会保母養成所講師ト部たみ、和田隣保館主任保母恒吉シズ及び柏原小学校訓導宮澤邦彦が担当している。子どもの病気と予防は医師が担当していると推察されるが、なかでも小澤侃二は高島小学校の校医であり、蓼科山麓温泉地帯で虚弱児施設²¹⁾を開設し、上諏訪町内に3ヵ所の児童遊園の設置や医療保護事業を行う等社会事業家でもあった。



アツナス會習講るけ於に校師女本松

注) 長野県社会課『社会時報』(第36号) 1938年7月号 p.5

開催場所	第1班	上田高等女学校	4月27日、28日	長野高等女学校	4月30日、5月1日
		松本女子師範学校	5月2日、3日		
第2班	飯田高等女学校	4月27日、28日	諏訪高等女学校	4月30日、5月1日	
	木曾高等女学校	5月2日、3日			

講習科目と講師

- ・ 農繁期保育所経営方法 (1時間)
上田明照会会長 横内浄音 津和村隣保協会 笠原観秀
- ・ 子供の遊ばせ方 (1時間半)
仏教保育協会保母養成所講師 ト部たみ 和田隣保館主任保母 恒吉シズ
長野中央保育園 数本光枝
- ・ 唱歌と遊戯 (5時間)
仏教保育協会保母養成所講師 ト部たみ 和田隣保館主任保母 恒吉シズ
柏原小学校訓導 宮澤邦彦
- ・ 手技 (2時間)
仏教保育協会保母養成所講師 ト部たみ 和田隣保館主任保母 恒吉シズ
長野中央保育園 数本光枝
- ・ 子供の病気と予防 (1時間半)

光吉敬藏 鈴木惟孝 竹内 肇
松井卓治 小澤侃二 谷口善實

講習会は2日間、講習時間は11時間と少ない。受講者が775名と多数の保育者を養成せねばならなかったが、極めて不十分な講習であったことは否めない。翌年、5月1日から6日間の講習会では、それぞれ2日間、13時間の講習時間で、1200名の農繁期託児所の保育者を養成している。

1942年、長野県は「国民保育園保母指導者講習会」の開催につき、市町村長、高等女学校長、青年学校長、国民学校長に通牒している²²⁾。これによると講習会は県下11カ所に、それぞれ3日間の日程により開催される計画で、受講資格は国民学校教職員、婦人会員、高等女学校最高学年生徒および青年学校最高学年女生徒であった。従来は農繁期託児所の保母助手として動員した高等女学校生徒および青年学校女生徒を、専任保母として動員する計画だった。この点においても、戦局が深まるなかで、女子生徒の保母への動員が一段と強化されたことが窺がえる。

2) 常設保育所の展開

長野県における常設保育所は1935年までに20カ所開設されている²³⁾。戦時下の1938年8月の厚生省社会局調べによると長野県内に42カ所、その総経費は66,528円、補助額は1,435円とあった。施設数のみで名称などは不明であるが、長野県保育園連盟による『長野県保育のあゆみ』（1991年）によると、以下のように21カ所の常設保育所が確認される。

（常設保育所）

1937年12月、伊那保育園 1938年4月、信田保育園（更級郡信田村）
1938年9月、栗田保育園（長野市） 同年10月、岡谷保育園
1939年4月、社会館保育園（長野市） 1940年4月、岡谷保育園分園
同年4月、信愛保育園（上伊那郡伊奈町） 同年6月、白坂保育園（松本市）
1941年1月、みどり保育園（長野市） 同年8月、茂菅保育園（長野市）
1942年6月、上高井保育園（須坂町） 1943年4月、稲荷山保育園（更級郡稲荷山町）
同年4月、岩村田保育園 同年4月、松代保育園（埴科郡松代町）
同年4月、大町国民保育園 同年6月、東部保育園（上田市）
同年、赤穂国民保育園 同年、中野高等女学校保育園
1944年2月、桜保育園（下諏訪町） 同年4月、信濃寮保育園（松本市）
同年7月、馬場町保育園（上田市）

1942年、保育所は国民保育園に改称され、さらに、同年6月、上高井幼稚園が上高井保育園に変更されるなど県下の幼稚園が戦時下の保育園として動員されることになった²⁴⁾。

1945年4月8日、上田明照会が乳児保育の必要性に応えるために乳児保育所を開設している²⁵⁾。

5. 医療保護

医療保護では1937年4月、済生会長野診療 1940年4月、済生会松本診療所、1941年5月、済生会諏訪診療所、同年12月、済生会飯田診療所が開設されている²⁶⁾。同年10月、長野県は無医村対策として1941年10月1日、長野県巡回診療班を開始し、同年県下無医村最僻地18カ村を医療保護のた

め巡回診療班3班を組織し1カ月1カ村4回にわたり診療している²⁷⁾。

1941年に医療保護法が「…貧困の最大原因とも謂うべき疾病を治療又は予防し、或いは其の出産に何等の不安を無からしめて生活の脅威を除くと共に、其の資質の強化を図り兵力の増強と生産力の拡充の一助となす…」²⁸⁾の観点から制定された。

なお、同法制定当時の長野県内の要医療保護者の数的動向は表2のとおりで、第1種が7,085人、第2種が21,793人、計28,878人であった。

表2 郡市別要保護者数

郡市名	要保護者数			郡市名	要保護者数		
	1種	2種	計		1種	2種	計
南佐久郡	257	815	1,072	上高井郡	212	664	876
北佐久郡	249	770	1,019	下高井郡	100	408	508
小県郡	387	970	,357	上水内郡	528	,618	2,146
諏訪郡	399	939	,338	下水内郡	315	913	1,228
上伊那郡	650	1,499	2,149	長野市	458	1,527	1,985
下伊那郡	662	1,511	2,173	松本市	248	2,520	2,768
西筑摩郡	201	364	565	上田市	211	159	370
東筑摩郡	504	2,741	3,245	岡谷市	446	625	1,071
南安曇郡	116	628	744	飯田市	106	138	244
北安曇郡	366	1,207	1,573	諏訪市	162	339	501
更級郡	314	832	1,146	合計	7,085	21,793	28,878
埴科郡	194	606	800				

注) 長野県社会課『長野県社会事業概況』昭和17年 pp. 29-30

6. 隣保事業

隣保事業では、1937年12月、長野市社会事業助成会による長野社会館が市街地の隣保館として開設され²⁹⁾、同月、長野県下初の農村社会館津和村隣保館が開館した³⁰⁾。さらに、1941年12月、上田市の明照会が社会館を開設している。当初は、戦時下でもあり軍需品の縫製を行う授産所として活用された³¹⁾。

7. 協和事業

長野県の協和事業³²⁾では、朝鮮人の救済や内戦融和のために長野県諏訪郡平野村岡谷に、1926(大正15)年3月30日、岡谷鮮人同志会が結成され、同年10月、上諏訪町に同会出張所が開設され、さらに、同12月同、同会上伊那郡伊那町に同会支部が置かれた。同会は1929(昭和4)年、昭和同志会と改称された³³⁾。

同会の創設当初の動向については資料の関係から把握できていないが、以下に1931(同6)年度の同会の事業は困窮者救済、一般人事相談、旅費の救助、施薬救療、無料職業紹介および社会教化および内鮮融和に関する講演、講話の開催で、なかでも住宅難や就職難を背景にする無料宿泊と職業紹介のニーズが断然高い。

上田市には、「内鮮人ノ親睦ヲ図リ在住鮮人ヲ保護シ生活ノ向上安定ヲ図リ内鮮融和ノ実ヲ挙グルヲ以テ目的」とする真正会が結成されている³⁴⁾。同会の事業は保護救済、職業輔導斡旋、人事相談、講演会、懇談会、教育教化施設、衛生施設である。同会の事業内容は昭和同志会とほぼ同様である。

さらに松本市にも同様な事業を行う松本共済会³⁵⁾が大正年間に開設されたとあるが、詳しい設立年月や事業内容は資料の関係から不明である。

1937年の日中戦争勃発を機に、全県的に協和事業を展開するため、長野県社会事業協会に国庫補助200円を得て協和部³⁶⁾を設置している。日中戦争の進展とともに、朝鮮半島労務者の移住増加により、長野県内の在住者も増加し、8,000人に及び、政府の協和事業の拡大強化と連動して、長野県は1939年12月15日、長野県社会事業協会協和部を改組して長野県協和会を設立している。長野県知事を会長に、各警察署に協和会支会を設け、財団法人中央協和会と連絡の下に、長野県協和会は支会とともに、「時局下斯業ノ本質ニ鑑ミ肇國ノ大精神ト一視同仁ノ恩聖旨ニ則リ外地同胞ノ皇國臣民鍊成ト内鮮一體國民皆和の實ヲ挙グルニ不断ノ繼續中デアル」³⁷⁾とある。

協和会の目的は、戦争遂行のために朝鮮人を皇民化し、人的資源として、長野県内の朝鮮人を戦時動員、労務動員することだった³⁸⁾。協和会の事業は懇談会、指導員講習会、婦人講習会、訓練、行事などを開催し、①日本精神作興②風俗改善に関する事項③教育奨励に関する事項④生活改善に関する事項⑤その他の事項が掲げられ、それらは暴力的に日本精神の注入と朝鮮人の風俗改善、生活改善及び教育を押し付け、朝鮮人としての民族の誇りやアイデンティティを奪う性質の事業であった。戦時下では、こうした犯罪的な事業が厚生事業の範疇にあったのである。こうした「負の遺産」に向き合い、そこからしっかり学び、2度とこうした過ちを繰り返してはならないのである。

III むすびにかえて

以上、長野県における厚生事業の展開について、厚生事業行政、軍事援護会、方面委員事業、保育事業、医療保護、隣保事業及び協和事業にわたって述べた。戦時下の中で、従来からある事業がいかにかに戦争遂行のための事業に収斂されていったかが確認された。そこに、社会事業的な実践の営為（いのちやくらしをまもる）があったとしても、それが社会事業本来の対象者のいのちやくらしを守る目的ではなく、戦争遂行を目的とする厚生事業に転換されたのである。

この点について、田代国次郎は「……こうした人殺し戦争の暴挙を阻止する役割を、人間の「いのち」等を守る使命が社会事業実践として当然あったはずなのに、逆に人殺し戦争の増強に貢献し、人間の「いのち」を奪う側に荷担したのである。この公然たる人殺し戦争への加担した社会事業実践は、とても許しがたい行為であり、それを評価することは、どのような理由があろうとも、断じて承認することはできない」³⁹⁾と述べている。

注)

1) 長野県社会課『社会時報』（第34号）1938年1月号 p.1

2) 長野県社会課『社会時報』（第34号）1938年1月号 p14

3) 長野県社会課『社会時報』（第34号）1938年1月号 p14

4) 長野県社会課『社会時報』（第34号）1938年1月号 p.13

5) 長野県社会課『社会時報』（第34号）1938年1月号 pp19-20

- 6) 長野県社会課『社会時報』(第36号) 1938年7月号 p6
- 7) 長野県社会事業協会『長野県厚生時報』(第2号) 1940年2月号 p88
- 8) 長野県社会事業協会『長野県厚生時報』(第2号) 1940年2月号 p89
- 9) 長野県社会事業協会『長野県厚生時報』(第2号) 19402月号 p90
- 10) 前掲1) pp. 16-17、なお、長野県の明治維新以来満州事変までの軍人援護事業についてまとめた山本武雄『長野県軍人援護史』軍人援護会長野県支部、1942年がある。
- 11) 長野県社会課『県下社会事業概況』1938年 p10
- 12) 長野県社会課『長野県社会事業概況』1942年 p. 24
- 13) 長野県社会課『長野県社会事業概況』1942年 pp23-26
- 14) 長野県における1923年から1937年までの季節託児所の展開については、矢上克己「長野県における季節託児所の展開」『清泉女学院短期大学紀要』第7号 1989年 pp. 15-27を参照。
- 15) 長野県教育史刊行会編『長野県教育史』第15巻、1980年 p109
- 16) 長野県社会課『社会時報』(第35号) 1938年4月号 p. 13
- 17) 長野県社会課『社会時報』(第35号) 1938年4月号 p. 13
- 18) 長野県社会課『長野県社会事業概況』1942年 p. 53
- 19) 長野県社会課『長野県社会事業概況』1942年 p. 53
- 20) 長野県社会課『社会時報』(第36号) 1938年7月号 p. 5
- 21) 虚弱児施設高山保養所と小澤侃二については、矢上克己「長野県における虚弱児保護の展開」『立正社会福祉研究』第3巻1号 2001年 pp21-35を参照。
- 22) 長野県教育史刊行会編『長野県教育史』第15巻、昭和55年 pp. 193-194
- 23) 矢上克己「長野県における常設保育所の展開—明治から昭和戦前期を中心に—」『草の根福祉』第18号 1990年 p25
- 24) 長野県幼稚園連合会編『長野県幼稚園史』1970年 pp. 91-93
- 25) 上田明照会『創立五十年史』1966年 pp. 32-33
- 26) 長野県社会課『長野県社会事業概況』1942年 p33
- 27) 長野県社会課『長野県社会事業概況』1942年 pp27-29
- 28) 岡村周美『医療保護法解説』常盤書房、1941年 p. 2
- 29) 長野県社会課『社会時報』(第34号) 1938年1月号 p. 34
- 30) 長野県社会課『社会時報』(第34号) 1938年1月号 pp. 34-35.
- 31) 上田明照会『創立五十年史』1966年、pp32-33
- 32) 地域における協和事業については、杉山博昭「朝鮮人と社会事業—宇部市同和会をめぐって—」『近代社会事業の形成における地域的特質—山口県社会福祉の史的考察—』時潮社、2006、p. 362、矢上克己「新潟県における協和事業の展開—新潟県協和会の動向を中心に—」矢上克己編『新潟県社会福祉史の基礎的研究—田代国次郎先生追悼論集—』本の泉社 2014年 pp. 273-187等参照。
- 33) 長野県『長野県社会事業便覧』1933年 p166
- 34) 上田市『上田市社会事業要覧』1936年5月、pp. 36-37
- 35) 中央協和会『協和事業年鑑』1941年度版、1942年、pp. 58-59

- 36) 長野県社会課『長野県社会事業概況』1942年1月、p17
- 37) 長野県社会課『長野県社会事業概況』1942年1月、pp. 17-18
- 38) 戦時下の人的資源不足を補うため、長野県内各地のダムや鉱山などで朝鮮人が労務動員された。例を挙げれば、松代大本営や平岡ダムへの労務動員があった。朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社、1965、朝鮮人強制連行真相調査団編『強制連行された朝鮮人の証言』明石書店、1990等、松代大本営資料研究会編『解説と資料 松代大本営』（学習資料NO. 1）1990、青木孝寿『松代大本営歴史の証言』新日本出版社、1992参照。
- 39) 田代国次郎「新潟県社会事業史の一断面－その1－」矢上克己編『新潟県社会福祉史の基礎的研究－田代国次郎先生追悼論集－』本の泉社2014年 pp. 14-15

SUMMARY

This paper summarizes the wartime welfare activities in Nagano Prefecture from 1938 to 1945. The contents cover Nagano Prefecture welfare activity administration, military support association, area commissioner activity, day nursery activity, medical assistance and Kyowa activity. The social work established from 1918 to 1937 will be transformed into a welfare activity for the execution of the war in the wake of the Sino-Japanese War that broke out in 1937, focusing on this point, each activity try to grasp the actual development.

Keywords: Nagano Prefecture, welfare activity administration, area commissioner activity, day nursery activity, war